

Topics | トピックス

- ◆ 第66回社会保障審議会年金事業管理部会を開催
- ◆ 国民年金保険料のスマートフォン決済サービスによる納付が始まる
- ◆ 現金給与総額が2.0%アップ、平均325,817円に～「毎月勤労統計調査」(2022年分結果確報)
- ◆ 2022年12月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.8%

◆ 第66回社会保障審議会年金事業管理部会を開催

厚生労働省は2月22日、第66回社会保障審議会年金事業管理部会を開催した。部会長は増田寛也(ますだひろや)日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長、部会長代理は松山遙(まつやまはるか)弁護士。議事は、(1)日本年金機構の令和5年度計画の策定について、(2)その他。

日本年金機構の令和5年度計画の策定については、2月3日の第65回部会において日本年金機構から提出された「日本年金機構令和5年度計画(案)の概要」に修正を加えた案が今回の部会で提出され、了承された。

日本年金機構令和5年度計画(案)の概要

組織目標を「制度を実務に一全ては現場から」とし、「無年金・低年金の発生を防止し、制度の公平性を維持し、正確に給付する」という日本年金機構のミッションを実現する。国民生活の安心と安定を確保するため、本部は現場のために、現場は国民のために、年金制度の正確で適正な運営を組織一体となってやり遂げ続けることを目指す。

目標実現のために、特に、次の施策について重点取組施策と位置付ける。

○基幹業務の着実な取組

- ・国民年金の現年度納付率の12年連続の向上と最終納付率80%台の安定的確保及び持続的向上
- ・厚生年金保険に関して、更なる適用の適正化に向けた指摘率に重点を置く事業所調査及び法定猶予の適正な運営と収納率の着実な向上
- ・年金相談等の増加への対応と正確な給付に向けたお客様相談室の体制整備

○オンラインビジネスモデルの確実な推進及び利用促進

○安定的な現場体制の確立

○働き方改革・女性活躍の促進

<国民年金についての計画とその概要>

適用促進対策	
20歳到達者の適用の徹底	職権による適用を行うとともに、本人及び世帯主等に対して前納制度、口座振替による納付を案内したお知らせを送付する等、若年者に対する制度周知及び納付督促に係る施策を強化する。 (職権適用実施人数：令和4年9月末現在で51万人)
34歳、44歳、54歳適用の徹底	住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した34歳、44歳、54歳到達者に対する届出勧奨等を確実に実施。また、この年齢に限らず未加入者を早期に把握するための対策の実施を検討する。
外国人の適用対策の徹底	法務省から提供される外国人情報を活用し、未加入者への届出勧奨及び届出がない場合の職権による適用を確実に実施する。
保険料収納対策	
納付率の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度納付率は前年度実績（令和4年9月末現在で69.1%）以上の納付率を確保し、12年連続の前年比向上を図る。 ・過年度の納付率については、80%台を確保し、持続的向上を目指す。 (令和4年9月末現在で79.5%、4年度末で最終納付率80%達成見込み)
対象に応じたきめ細かい納付率向上策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・若年者対策を行う。 …制度や納付方法の周知／口座振替、前納の勧奨／未納者に向けての対策を強化 ・地域の実情を踏まえた対策（拠点規模、納付率水準、沖縄プロジェクト等）に取り組む。
強制徴収の確実な実施	控除後所得300万円以上の7月以上保険料滞納者を対象に最終催告状を送付し、督促しても自主的に納付しない場合は滞納処分を実施する。
免除等対象者への確実な申請手続の周知の徹底	所得が低い等の事情により、保険料免除や納付猶予、学生納付特例の対象となり得るにもかかわらず、免除等の手続を行っていないために未納状態となっている人に、申請勧奨を行う。
臨時特例免除者への納付督促	過年度に臨時特例免除が承認された人のうち、未納が発生した人について、納付督促を行う。
納めやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替及びクレジットカード納付の実施率について、前年度（令和4年9月現在で38.0%）を上回る水準を確保する。 ・納めやすい環境の整備に向け、マイナポータル等を利用した口座振替の申出を可能にする仕組みや、口座振替及びクレジットカードによる納付について、任意の月から前納を利用できる仕組みを、厚生労働省と連携して検討を進める。

<厚生年金保険についての計画とその概要>

適用促進対策	
未適用事業所の適用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・適用調査対象事業所の適用を徹底する。 …数値目標や具体的なスケジュールを定め、国税源泉徴収義務者情報で把握した事業所について、雇用保険被保険者情報等を活用し効果的な対策を講じる。 ・5人以上の適用調査対象事業所は最優先適用とする。 ・困難性の高い事案への対応を行う。
事業所調査	
事業所調査による適用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者への適用の推進を行う。 …令和4年度の短時間労働者の適用拡大の該当事業所のうち、短時間労働者の資格取得届の提出が行われていないと考えられる事業所に対し、事業所調査を実施。被保険者数50人超規模の企業まで適用対象事業所が拡大する令和6年10月から対象となる可能性のある適用事業所に対しては、訪問等による事前の制度周知、社労士等の専門家と連携した事業主及び従業員に向けた周知広報に取り組む。 ・大規模事業所への調査を行う。 …本部の専門組織と年金事務所等の協働により、効果的・効率的な調査を実施する。
保険料徴収対策	
収納率の着実な向上の実現	<p>下記を実施することで保険料の徴収対策を着実に実施し、前年度からの収納未済額の圧縮に努め、前年度と同等以上の水準を確保する。 (令和4年9月末現在で96.6%（前年比+0.6ポイント）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定猶予事業所への適切な対応 ・滞納事業所の着実な削減 ・困難性の高い事案への対応 ・徴収職員のスキルアップ

<年金給付・年金相談体制についての計画とその概要>

年金給付	
正確な年金給付に向けた体制強化	<ul style="list-style-type: none"> 年金請求者増加に対する体制を強化する。 …相談ブースの増設や窓口相談・審査の体制を強化し、職種別の役割の整理、役割に応じた人材育成やスキル管理方法等を検討する。 事務センターの給付業務の更なる集約を行う。 …事務センターで行っている再裁定の勧奨業務等について、令和5年4月までに中央年金センター及び障害年金センターへの集約を行う。 年金決定時チェック体制の更なる強化を行い、事務処理誤りの予防・早期対応を図る。
障害年金の事務処理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月に事務センターから集約する特別障害給付金の処理体制を整備し、集約後の事務処理を着実に進行。 窓口相談体制の充実を図る。 …年金事務所及び市区町村からの照会に対応する障害年金ヘルプデスクを障害年金センターに設置するとともに、照会事例や年金請求書の返戻事例等を集約・分析し、年金事務所及び市区町村に対し周知することにより年金相談窓口職員のスキルアップを図る。
給付事務のデジタル化の推進	<p>マイナポータルや「ねんきんネット」を活用した簡易な電子申請を実現する。</p> <p>…令和5年9月から扶養親族等申告書の簡易な電子申請に向けたシステム開発を進め、周知・広報を実施する。老齢年金請求書について、令和6年度の簡易な電子申請の実施に向けて、システム開発を進める。</p>
年金給付業務を支える職員の育成等	<p>本部職員にはレベルや役割に応じたきめ細かい研修を実施し、各拠点においては、制度と実務に精通した職員の育成のために上席年金給付専門職による実践型研修及び巡回指導の充実を図る。</p>
お客様サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 制度改正（令和5年に施行される繰下げみなし増額の導入）に係る周知・広報を行う。 請求案内の充実（60歳、62歳（女性※）、64歳（男性※）、65歳、75歳到達時に老齢年金の請求案内。未請求の老齢年金のある66歳以降の人に対して繰下げ見込額等を毎年誕生月の前月のお知らせする。 ※特別支給の老齢厚生年金の受給権者 よりわかりやすい通知・案内を行う。 …毎年6月に送付する年金の統合通知書（改定通知書と振込通知書が一体となった通知書）と年金生活者支援給付金の統合通知書の一体化を令和6年度から実施するための準備を進める。
年金相談	
予約相談の充実	<p>インターネットから年金相談予約を受け付けるサービスの予約対象届書範囲を拡大するなど、更なる利便性向上を図ることで、年金相談の予約率90%以上及び待ち時間30分未満を維持する。 (予約率：令和4年9月末現在で98.2% インターネット予約申込み件数：令和3年5月～令和4年9月末で約10.7万件)</p>
コールセンターの応答率の維持	<p>下記を実施することで応答率70%以上を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談目的別・内容別のコールセンター体制を維持・整備し、コールセンター間の協力連携体制を強化し、機動的かつ効率的な運営を維持する。 チャットボットの拡充等、ホームページの改善・充実を図り、各種送付物の発送時期の見直しや発送の分散化による入電数の削減及び平準化を図る。

<正確な年金記録の管理についての計画とその概要>

未統合記録への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ねんきん定期便及び「ねんきんネット」で加入状況を確認できる環境を引き続き提供する。 ・年金請求手続に來所される場合に、チェックシートにより「もれ」や「誤り」がないかの確認を引き続き徹底する。 ・「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等に未回答の被保険者に対し、未統合記録の確認を呼びかける通知を再度送付する。
記録問題の再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ねんきん定期便の確実な実施 <ul style="list-style-type: none"> …加入者に対してねんきん定期便を確実に送付し、「お客様へのお知らせ」欄を使用して未解明記録の解明に向けた呼びかけ等、利用者の状況に応じたお知らせや勧奨等を行う。 ・以下の取組を実施しマイナンバーとの紐付けの完全化を目指す。 (紐付け率：令和4年9月末現在で99.77%) <ul style="list-style-type: none"> …被保険者については、被保険者種別に応じて市区町村、事業主または被保険者本人に対して照会を行う。 …年金受給者については、現況届によりマイナンバーまたは住民票の住所の提出を求める。

<情報提供の充実についての計画とその概要>

ホームページの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・各種通知やリーフレットへの二次元コードの掲載を通してホームページへの誘導を促進し、ホームページの利用機会拡大を図る。 (HP総アクセス数：令和3年4月～令和4年3月で2億1,710万件) ・SNSを活用した情報発信を実施し、その多様化を引き続き検討する。 (ツイート数：令和3年4月～令和4年3月で214件) ・利用者の疑問がホームページ上で解決できるようにするため、チャットボットを拡充し、Q&Aの改善及び動画掲載を推進する。
「ねんきんネット」の拡充	<p>「ねんきんネット」利用者の拡大に向け、各種機会を活用した周知・広報を行う。</p> <p>(「ねんきんネット」利用者数：令和4年10月末現在で約832.9万人 マイナポータル経由の「ねんきんネット」利用者：令和4年10月末現在で約129.1万人)</p>
公的年金制度に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域年金展開事業の更なる推進 <ul style="list-style-type: none"> …教育関係機関や企業等における年金セミナーや年金制度説明会の実施結果を検証し、実施内容の充実を図り、参加者の拡大を図る。年金委員の活動に必要な情報を本部からタイムリーに発信し、年金委員研修の実施内容の充実を図る。 (年金セミナー実施回数：令和4年4月～9月で810回 年金制度説明会：令和4年4月～9月で2,060回) ・年金委員の委嘱拡大と活動支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> …企業、市区町村、年金受給者協会等への働きかけを強化し、機構ホームページ等を活用して年金委員制度や活動内容を積極的に広報し、新たな年金委員の委嘱数拡大を図る。 (職域型年金委員数：令和4年9月末現在で124,708人 地域型年金委員数：令和4年9月末現在で7,760人)
お客様サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・「お客様向け文書」の作成について、職員で構成する「文書審査チーム」、一般モニターと文書デザイナーが参画する「お客様向け文書モニター会議」、若い世代を中心とした「アンケートモニター」を活用し、幅広く意見や指摘を反映させる。 ・利用者の声を日々収集し、その内容を管理・分析し、必要な改善策を検討し実施する。

<その他の計画事項>

- 効率的効果的な業務運営(ビジネスプロセス改革)について(本部/事務センター/年金事務所)
- 外部委託について
- 社会保険オンラインシステムの刷新・レベルアップについて
- オンラインビジネスモデルの推進(事業所向けサービス)について
- オンラインビジネスモデルの推進(個人向けサービス、デジタルワークフローの推進)について
- 現場リスクを踏まえたリスク対策の強化について
- 情報セキュリティ確保について
- 人事・人材育成及び働きやすい職場環境の確立について

◆国民年金保険料のスマートフォン決済サービスによる納付が始まる

国民年金保険料によると、2月20日から、金融機関窓口やコンビニエンスストア店舗での現金払い、口座振替、クレジットカード、Pay-easyによる従来の納付方法に加えて、新たにスマートフォンのアプリケーションを使用した電子(キャッシュレス)決済による納付が可能になった。

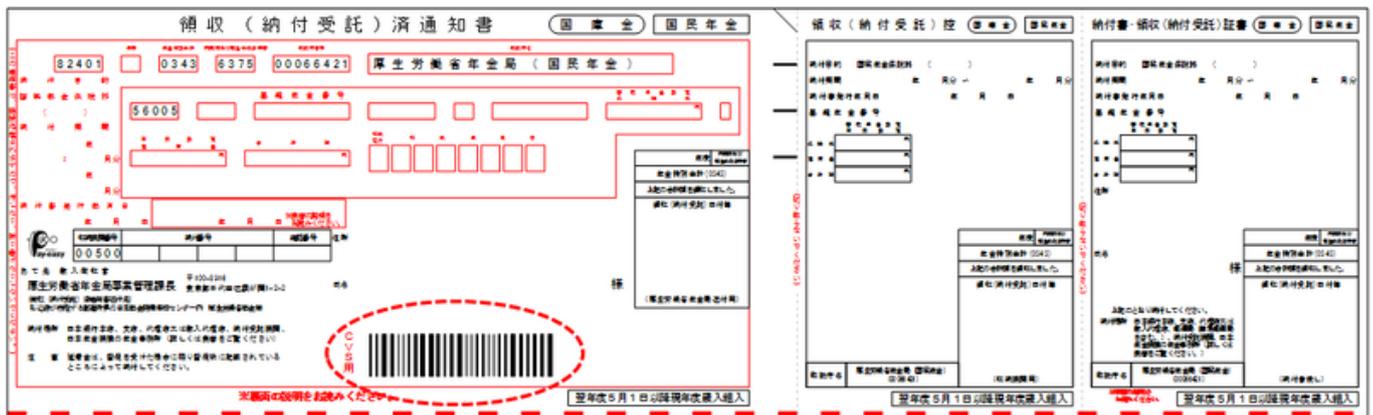
【対象となる決済アプリケーション】(五十音順)

- au PAY
- d払い (d払いは株式会社NTTドコモの登録商標)
- PayB(金融機関が提携して提供するアプリケーションを含む)
- PayPay

スマートフォン決済の利用には納付書と対応する決済アプリを準備する必要がある。

「領収(納付受託)済通知書」(納付書)のバーコード(図1)を、対象の決済アプリケーションで読み取ることによって、電子決済することができる。

<図1> 領収(納付受託)済通知書



【支払方法】(図2)

1. 決済アプリを起動する
初めて利用する場合は対応する決済アプリをダウンロードし、利用者登録を行う。
2. 端末のカメラ機能で納付書のバーコードを読み取る。
3. 決済内容を確認し、パスワードを入力すると決済が完了する。

<図2> スマートフォン決済の納付イメージ



※図1、図2: 日本年金機構ホームページより

◆ 現金給与総額が2.0%アップ、平均325,817円に～「毎月勤労統計調査」(2022年分結果確報)

厚生労働省は2月24日、「毎月勤労統計調査」(2022年分結果確報)を公表した。調査によると、2022年における全就業形態の現金給与総額は、前年より2.0%増加し平均325,817円となった。うち、一般労働者は2.3%増の429,051円、パートタイム労働者は2.6%増の102,078円であった。一般労働者の所定内給与は318,846円(1.3%増)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,242円(1.6%増)であった(表1)。

また、全就業形態の総実労働時間は、前年より0.1%増加し平均136.1時間となった(所定内労働時間は126.0時間、所定外労働時間は10.1時間)。うち、一般労働者の総実労働時間は0.2%増の162.3時間(所定内労働時間は148.5時間、所定外労働時間は13.8時間)、パートタイム労働者の総実労働時間は1.0%増の79.6時間(所定内労働時間は77.4時間、所定外労働時間は2.2時間)であった(表2)。

なお、2022年の常用雇用者全体に占めるパートタイム労働者比率は、前年より0.32ポイント増加し31.60%となった。常用雇用者全体の入職率は2.05%、離職率は1.98%。

<表1> 月間現金給与額 *5人以上規模の事業所について

区分	就業形態計 (円)	前年比(%)	一般労働者 (円)	前年比(%)	パートタイム労働者 (円)	前年比(%)
現金給与総額	325,817	2.0	429,051	2.3	102,078	2.6
きまって支給する給与	267,461	1.4	345,210	1.6	98,956	2.5
所定内給与 (時間当たり給与)	248,529	1.1	318,846	1.3	96,131	2.3
	—	—	—	—	1,242	1.6
所定外給与	18,932	5.0	26,364	5.0	2,825	13.1
特別に支払われた給与	58,356	5.1	83,841	5.2	3,122	3.1

<表2> 月間実労働時間数等

区分	就業形態計 (時間)	前年比(%)	一般労働者 (時間)	前年比(%)	パートタイム労働者 (時間)	前年比(%)
総実労働時間	136.2	0.1	162.3	0.2	79.6	1.0
所定内労働時間	126.0	-0.3	148.5	-0.2	77.4	0.7
所定外労働時間	10.1	4.6	13.8	4.8	2.2	9.7
出勤日数(日)	17.6	-0.1	19.4	-0.1	13.8	-0.1

◆ 2022年12月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.8%

厚生労働省は2月24日、2022年12月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2019年12月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比0.4ポイント増の77.8%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は826万月で、納付月数は643万月。

【2020年12月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比4.7ポイント増の80.8%であった。納付対象月数は785万月で、納付月数は634万月。

【2021年12月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は78.9%であった。納付対象月数は786万月で、納付月数は621万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は88.7%となっている。